

令和2年度 第3回庁議要旨

日時：令和2年5月19日（火）

午前9時～同45分

会場：防災センター

[審議事項]

1 令和2年国勢調査石巻市実施本部の設置について（総務部）

本年10月1日現在で実施される国勢調査は、大正9年の第1回調査開始以来、5年ごとに実施されており、今回で21回目を数えるとともに、実施100年の節目を迎える。

また、復興期間最終年度実施の国勢調査となることから、各種計画策定への活用などに際し、沿岸被災地の人口移動、通勤・通学地の実態など貴重なデータを確保できる重要な調査となるものである。

本市では、1,285の調査区において、約6万1千世帯、約14万人が対象となり、指導員130名、調査員800名程が調査に従事する予定であるが、近年のプライバシー意識の高揚、単身世帯の増加などに伴う不在世帯の増加により、調査環境が従来よりも増して厳しい状況にある。

令和2年国勢調査石巻市実施本部を設置することにより、国勢調査を円滑かつ効果的に実施する。

(1) 主な内容

① 組織

本部に次の職員を置く。

ア 本部長： 副市長

イ 副本部長： 総務部長

ウ 副本部次長： 総務部次長

エ 参 与： 総合支所長、復興政策部地域協働課長、総務部秘書広報課長、人事課長、管財課長、生活環境部市民課長、建設部住宅課長

オ 事務局長： 総務課長

カ 事務局次長： 総務課統計担当課長補佐

キ 調査部長： 総務課長及び総合支所地域振興課長

ク 調査部次長： 総務課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐

ケ 班長及び班員： 総務課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員

② 本部会議

ア 本部会議は、調査に関する重要事項の審議及び連絡調査を行うこととし、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、副本部次長、参与、事務局長、事務局次長、及び調査部長をもって構成する。

なお、実施本部組織図（案）及び主要事務進行計画表（案）については、別添資料のとおり。

(2) 今後の予定

- 令和2年 5月 令和2年国勢調査石巻市実施本部設置要領の制定
(施行予定年月日：令和2年5月19日)
令和2年国勢調査石巻市実施本部第1回本部会議の開催
(以降2回程度開催予定)
- 9月 令和2年国勢調査の実施

2 中瀬公園整備事業用地にかかる訴訟の提起について（復興事業部）

中瀬公園整備事業について、平成29年12月から用地取得を開始し、令和2年3月までに全体53筆のうち36筆の買収を完了した。

残りの17筆のうち今回提案の1筆は、長年にわたり市道敷として市が使用しているものの、不動産登記簿上の名義が市となっていない土地である。

市が市道として使用を開始した経緯は不明であり、また、不動産登記簿上の名義人の法定相続人らに対し、市への所有権移転登記の協力依頼を行ったが了解を得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を市に変更する方法がない状況にある。

なお、当事業は令和7年度完了予定であるが、当該地の整備については、令和2年度下半期を予定しており、登記名義の変更が急務となっている。

市が市道認定された道路として20年以上占有していることを理由に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

(1) 主な内容

石巻市中瀬5番6の土地の登記名義人の法定相続人らに対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

- ・土地の概要（公簿による）

地番：石巻市中瀬5番6 地目：公衆用道路 地積： 72㎡

(2) 今後の予定

- 令和2年 6月 市議会第2回定例会に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起の議案を提出
時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起

※令和2年9月末までの所有権移転登記完了を目指す。

3 保育所等訪問支援事業の実施について（福祉部）

児童発達支援の動向として、平成24年の児童福祉法改正により保育所等訪問支援が創設され、平成29年に国の児童発達支援ガイドラインが示されたが、その中で、保育所等訪問支援は、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための重要な事業の一つとされており、国の第1期障害児福祉計画の基本指針においても保育所等訪問支援の充実が明記されている。

また、同指針では、令和2年度までに地域における障害児の中核的な療育施設として「児童発達支援センター」の設置が努力義務となっているが、既存の石巻市かもめ学園（指定管理）では、「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス事業」「障害児相談支援事業」を実施しており、「保育所等訪問支援事業」を追加実施することにより児童発達支援センター機能を有することとなる。

保育所等訪問支援事業を、「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス事業」「障害児相談支援事業」と一体的に実施することにより、総合的な障害児の療育や健全な育成等を図る。

(1) 主な内容

【保育所等訪問支援事業】

訪問支援員が、障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。

- ① 障害児に対する集団生活適応のための訓練
- ② 訪問先スタッフに対する支援方法等の指導
 - ・ 支援は1月あたり2回を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化
 - ・ 訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
 - ・ 訪問先の範囲：保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校

(2) 今後の予定

- 令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市かもめ学園条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和2年7月1日)
石巻市かもめ学園条例施行規則の一部改正（同日施行）
- 7月 指定管理料変更に伴う年度協定の改定

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（財務部）

新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により経済的に厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされ、現行法令に基づく納付の猶予等の納税緩和措置等が行われている。

また、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、個人市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税に係る特例措置が講じられた。

関係法令の改正に併せて関係規定を整備することにより、市税を適正に徴収及び賦課するもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例の一部改正の概要

- ア 徴収の猶予制度の特例（令和2年2月1日から1年間で納期限が到来するものに適用）
新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少（前年同期比概ね20%以上）等の事実がある場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を追加する。
- イ 個人の市民税（令和3年1月1日施行）
(ア) イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、その代金相当額について、寄附金控除の対象とする。
(イ) 住宅ローン控除の適用期間の特例（13年）が適用される入居期限（令和2年12月31日）内に入居が出来なかった者に関する特例を追加。

ウ 軽自動車税

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

エ 固定資産税

(ア) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

・令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高と課税標準

前年同期間比	課税標準
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

(イ) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（わがまち特例分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。

② 石巻市都市計画税条例の一部改正の概要

中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置について、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税と同様に課税標準を2分の1又はゼロとする。

(2) 今後の予定

令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

2 マイナンバー通知カードの廃止について（生活環境部）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「デジタル手続法」という。）が令和2年5月25日に一部施行され、マイナンバー通知カードが廃止されることに伴い、関係する手数料の一部見直しが必要となった。

マイナンバーカードの普及促進及び事務の軽減を図る。

(1) 主な内容

マイナンバー通知カード廃止後は再交付を行わないため、石巻市手数料条例に規定するマイナンバー通知カードの再交付に関する項目を削除する。

(2) 今後の予定

令和2年 5月 マイナンバー通知カード廃止について周知（市ホームページ等）

6月 令和2年市議会第2回定例会に、石巻市手数料条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：公布の日から施行）

3 予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて（健康部）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布、同年4月1日から施行され、予防接種健康被害救済制度の給付額が引き上げられた。

これに伴い、全国市長会予防接種事故賠償補償保険の保険金額の一部が改正された。

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の一部改正に伴い、石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償金額の改正を行い、予防接種事故の賠償補償を適正に確保するもの。

(1) 主な内容

予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。

		改正	現行
ア 死亡補償金		44,200,000円	44,000,000円
イ 障害の場合	(ア) 1級	44,200,000円	44,000,000円
	(イ) 2級	29,431,000円	29,299,000円
	(ウ) 3級	22,468,000円	22,367,000円

対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘（3歳以上））

(2) 今後の予定

令和2年5月 石巻市予防接種事故災害補償規則の一部改正（令和2年4月1日遡及適用）

4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で内定取り消しを受けた学生等の任用要件の拡大について（産業部・総務部）

本市では、新型コロナウイルス感染症による経済状況の急激な悪化に伴い、新卒学生等に対する就職内定の取り消しや入職時期の繰り下げなどが懸念されることから、緊急的な就職支援事業として、就職内定の取り消しを受けた学生等を市の会計年度任用職員として採用することとし、4月20日から募集を行ったところであるが、問い合わせはあるものの応募がない状況にある。

また、就職したにも関わらず、事業所の都合など新型コロナウイルス感染症の影響により離職せざるを得ない新卒学生が今後発生することが懸念される。

緊急的な就職支援事業として、内定取り消しを受けた学生等に加え、事業所都合で離職した新卒学生を市の会計年度任用職員として採用することで、就業機会を確保する。

(1) 主な内容

- ① 任用期間 採用の日から令和3年3月31日まで（※今回変更）
- ② 募集期間 令和2年5月18日から令和2年7月15日まで（※今回変更）
- ③ 採用人数 10人程度
- ④ 応募資格 次の要件をすべて満たす者

ア 市内に居住又は実家が市内にある者

イ 本年3月に高等学校、大学等（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）した次のいずれかに該当する者。

（ア）令和2年4月採用予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、就職先の内定（採用）を取り消された者（現行）

（イ）就職したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で解雇された者（※今回追加）

- ⑤ 勤務時間 週31時間（4日間）終日勤務（8：30～17：00）
※勤務日以外（週1日）は、就職活動を行うものとする。
- ⑥ 報酬 時給897円（期末手当・通勤手当あり、社会保険加入）

(2) 今後の予定

【周知について】

市ホームページや記者クラブ投げ込みによるほか、ハローワーク窓口での案内を依頼する。

【選考について】

令和2年5月～ 書類選考、面接を随時行う。

5 卸売市場法改正に伴う関係条例等の整備について（産業部）

食品流通の多様化を踏まえ、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るために、卸売市場においては創意工夫を生かした取組を促進するとともに、流通の合理化と取引の適正を図ることが必要とされることから、平成30年6月に卸売市場法の一部が改正され、本年6月に施行される見込みとなった。

それに伴い、宮城県卸売市場条例については、地方卸売市場の開設等の許可が削除されたことや、新たに定められた地方卸売市場の認定に関する事項が全て改正卸売市場法に定められたことから、令和2年6月に廃止されることとなった。

市場業務を適正に運営するため、卸売市場法の改正等に伴い、関係条例等の見直しを行う。

(1) 主な内容

卸売市場法の一部改正及び宮城県卸売市場条例の廃止に伴い、関係例規である石巻市水産物地方卸売市場条例及び石巻市水産物地方卸売市場業務規則の見直しを行う。

① 石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正の概要

ア 市場施設の使用許可について

卸売業者以外の者で買受人事務所その他市長が定める市場の施設等を使用しようとする申請者のうち、次のいずれかに該当するときは、許可をしてならない旨を追加する。

- (ア) 申請者が、法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- (イ) 申請者が、第5条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (ウ) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は第2号に該当する者があるものであるとき。
- (エ) 申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公平かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるとき。

イ 市場運営協議会について

協議会が、次の事項の変更について、市長に意見を述べることができる旨を追加する。

- (ア) 取扱品目
- (イ) 開場の期日及び時間
- (ウ) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

- (エ) 卸売の業務を行う者に関する事項
 - (オ) 買受人等関係事業者に関する事項
- その他上記改正に合わせ、必要事項の明記等を行う。

② 石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正の概要

ア 卸売業務の許可申請について

市場の施設を使用する卸売業者で、市長の許可を受けようとする者が、氏名等を記載した申請書を市長に提出しなければならない旨を追加する。(※従来は宮城県知事が許可していた。)

イ せり人の承認について

せり人は卸売業者が承認し、市長に届けなければならない旨を追加する。(※従来は宮城県知事に申請していた。)

ウ 売買取引の原則について

売買取引を行う者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない旨を追加する。

エ 卸売業者の差別的扱いの禁止について

卸売業者は、出荷者又は買受人その他卸売業者から卸売を受ける者に対して、不当に差別的な取引をしてはならない旨を追加する。

オ 売買取引の条件の公表について

卸売業者は、営業日及び営業時間等を取引の条件として定めたとき、公表しなければならない旨を追加する。

カ 卸売業者による売買取引の結果等の公表等について

卸売業者が行う卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格(消費税額及び地方消費税額を含む。)の公表は、市場内の見えやすい場所に掲示するものとする旨等を追加する。

キ 受託契約約款について

卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受けについて受託契約約款等を定め、市長に届けでなければならない旨及びそれに定める事項について追加する。

その他上記改正に合わせ、必要事項の明記等を行う。

(2) 今後の予定

- 令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正について提案
(公布の日から施行、適用日：令和2年6月21日)
- 石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正
(公布の日から施行、適用日：令和2年6月21日)

【その他】

- ・特別定額給付金事業に係る職員の応援について(福祉部)
- ・復興交付金配分額(第27回提出時点)について(復興政策部)

以上